

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

1 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：滑川町水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和47年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	滑川町	職員数 (H24. 4. 1現在)	4
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間:		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

2 財政指標等

資本費	78.245 (21年度)	財政力指数	0.93 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	84.0 (21年度)	実質公債費比率 (%)	11.70 (22年度)
		将来負担比率 (%)	106.60 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。)
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率 (健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 該当なし	
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕	

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示があったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	滑川町水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	滑川町水道事業管理者 滑川町長 吉田 昇
既存計画との関係	滑川町集中改革プラン(平成17年度～平成25年度)
公表の方法等	滑川町広報による公表及び町議会への報告を実施する
基本方針	コスト縮減や業務の合理化・公率化等に努め、独立採算の原則に基づく経営の確立を目指す。

1 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	20,564.8		20,188.6	40,753.4
	補償金免除額	2,738.6		5,784.1	8,522.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	水道事業	20,564.8		20,188.6	40,753.4
	合 計 (A)	20,564.80		20,188.60	40,753.40
（※上記のうち 一般会計負担分 （再掲））					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A) - (B)	20,564.80		20,188.60	40,753.40

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
（※上記のうち 一般会計負担分 （再掲））					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A) - (B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
（※上記のうち 一般会計負担分 （再掲））					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A) - (B)				

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	料金収入、会計内留保資金により一般会計繰入金が必要とせず黒字会計となっている。 本水道事業会計は比較的安定経営となっているが、企業債未償還額や管路維持修繕業務等の実施など維持管理業務が中心事業へと推移している状況にある。そうした中、安定した給水業務を行うため今後の事業展開計画の策定にも一般会計繰入金の歳入を考えずに計画が行えるよう更なる努力を行う。
経 営 課 題	課 題 ① 老朽化施設の更新 配水管の老朽化が進んでいるため平成26年度より計画的な配水管更新工事を計画しているが、更新工事は長期の期間と多額の費用を要する。このため、適正な事業進捗及び効果が得られることと事業費の軽減も含めた事業展開が必要である。
	課 題 ② 未収金対策 収納率向上のため料金徴収については、コンビニ収納を新たに平成22年度より実施している。また、未納者には、啓発活動及び自宅訪問を実施し徴収率向上を目指している。
	課 題 ③
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（①法適用企業）
（１）収益的収支、資本的収支

		(単位: 百万円, %)									
年 度		平成19年度 (計画前5年度)	平成20年度 (計画前4年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前2年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成24年度 (計画前年度)	平成25年度 (計画前年度)	平成26年度 (計画前年度)	平成27年度 (計画前年度)	平成28年度 (計画前年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 入 (A)	364	340	349	350	332	352	337	365	337	369
	(1) 料 金 収 入	332	321	334	338	322	337	325	345	325	340
	(2) 受 託 工 事 収 入 (B)										
	(3) そ の 他	32	19	15	12	10	15	12	21	12	29
	2. 営 業 外 収 入	5	5	6	6	6	6	7	6	9	10
	(1) 補 助 金										
	他 会 計 補 助 金										
	そ の 他 補 助 金										
	(2) そ の 他	5	5	6	6	6	6	7	6	9	6
	収 入 計 (C)	369	345	355	356	338	359	343	372	343	378
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	298	269	295	282	284	287	296	301	298	308
	(1) 職 員 給 与 費	40	35	35	35	35	36	35	34	35	43
	基 本 手 給	23	20	19	20	20	20	20	19	20	23
	退 職 手 当										
	そ の 他	17	15	16	15	15	16	15	15	16	20
	勤 力 費										
	修 繕 費	14	10	15	13	6	10	15	12	15	11
	材 料 費										
	そ の 他	188	167	188	173	181	180	184	189	182	198
	(2) 減 価 償 却 費	54	56	57	61	62	62	64	65	65	66
収 益 的 支 出	2. 営 業 外 費 用	28	25	24	22	21	19	19	16	15	13
	(1) 支 払 利 息	27	25	24	22	21	19	19	16	15	13
	(2) そ の 他										
	支 出 計 (D)	324	294	319	304	305	306	315	317	314	323
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	45	51	36	52	33	53	28	55	29	55
	特 別 損 益 (F)										
	特 別 損 失 (G)	1	1	1	1	2	0	1	0	1	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-1	-1	-1	-1	-2	0	-1	0	-1	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	44	50	35	51	31	52	27	55	28	54
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	51	61	71	86	107	119	21	129	30	144
流 入 額	流 入 資 産 (J)	920	943	825	866	870	813	850	888	850	937
	う ち 未 収 金										
	流 入 負 債 (K)	43	46	46	63	55	53	50	83	50	105
	う ち 一 時 借 入 金										
	う ち 未 払 金										
	累 積 欠 損 金 比 率 (I)/(A) × 100 (%)										
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)										
	営 業 収 入 一 受 託 工 事 収 入 (A)-(B) (M)	364	340	349	350	332	352	337	365	337	369
	地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100) (%)										
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)										
流 出 額	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)										
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)										
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100) (%)										
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)										
	営 業 収 入 一 受 託 工 事 収 入 (A)-(B) (M)	364	340	349	350	332	352	337	365	337	369
	地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100) (%)										
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)										
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)										
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)										
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100) (%)										

		(単位: 百万円, %)									
年 度		平成19年度 (計画前5年度)	平成20年度 (計画前4年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前2年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成24年度 (計画前年度)	平成25年度 (計画前年度)	平成26年度 (計画前年度)	平成27年度 (計画前年度)	平成28年度 (計画前年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 費 用 平 準 化 債						40				
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	1	2			1	0	1	0	2	0
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	7	32	3	2	9	2	10	20	9	27
	9. そ の 他	28	17	11	9	6	13	5	0	4	0
	計 (A)	35	50	16	11	16	55	16	20	15	27
資 本 的 支 出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		29								
	純 計 (A)-(B) (C)	35	21	16	11	16	55	16	20	15	27
	1. 建 設 改 良 費	57	90	213	67	65	154	83	52	90	31
	う ち 職 員 給 与 費										
	2. 企 業 債 償 還 金	32	34	35	35	37	78	37	42	39	43
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
	計 (D)	89	124	248	102	102	231	120	94	129	74
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	54	103	232	91	86	176	104	74	114	47
補 填 額	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	53	100	222	88	84	84	80	0	60	47
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 利 益 剰 余 金						85	21	0	50	0
	4. そ の 他	1	3	9	3	2	7	3	2	4	0
	計 (F)	54	103	232	91	86	176	104	74	114	47
	補 填 額 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)										
	他 会 計 借 入 金 現 在 高 (H)										
	企 業 債 現 在 高 (I)	667	633	598	562	525	488	489	446	450	402
	補 填 額 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)										
	他 会 計 借 入 金 現 在 高 (H)										
	企 業 債 現 在 高 (I)	667	633	598	562	525	488	489	446	450	402

(2) 他会計繰入金

		(単位: 百万円, %)									
年 度		平成19年度 (計画前5年度)	平成20年度 (計画前4年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前2年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成24年度 (計画前年度)	平成25年度 (計画前年度)	平成26年度 (計画前年度)	平成27年度 (計画前年度)	平成28年度 (計画前年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)
資 本 的 収 入	1. 基 準 内 繰 入 金								3	1	1
	う ち 基 準 外 繰 入 金								3	1	1
	2. 基 準 外 繰 入 金								0	0	0
	3. 基 準 内 繰 入 金	1	2			1	0	1	0	2	0
	4. 基 準 外 繰 入 金	1	2			1	0	1	0	2	0
	5. 基 準 内 繰 入 金								0	2	0
	6. 基 準 外 繰 入 金								0	2	0
	7. 基 準 内 繰 入 金								0	2	0
	8. 基 準 外 繰 入 金								0	2	0
	合 計	1	2			1	0	1	0	2	0

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	114	117	111	117	110	109	109	108	109	110
資本費 (円又は%)	105	106	105	104	105	103	103	103	103	103
総収支比率(法適用) (%)	114	117	111	117	111	117 +09	117 +09	117 +08	117 +09	114 +10
経常収支比率(法適用) (%)	114	117	111	117	111	123 +09	121 +09	117 +08	117 +09	114 +10
営業収支比率(法適用) (%)	123	126	118	124	117	123 +14	121 +13	120 +14	120 +13	116 +13
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
収益的収入分 (%)										
うち基準内繰入金 (%)										
うち基準外繰入金 (%)										
資本的収入分 (%)		2	13		6	6	13	15	20	20
うち基準内繰入金 (%)		2	13		6	6	13	15	20	20
うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
- (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
- (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
- (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
- (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
- (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
- (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	H23年度に料金の引き下げを実施した。今後もこの料金体系を維持し、緩やかな人口増加を基礎に想定した。
2 他会計繰入金の見込み	現在、他会計繰入金は無いが、今後も繰入金を見込まずに想定した。他会計負担金として消火栓設置事業費のみ計上した。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	建設改良費は維持管理事業が主体となっている。このため、定期的な更新項目のみ計上した。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	維持管理事業費については100百万円を上限金額として設定し計上した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定 (前提条件) について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方 (設定方法等) や、料金水準に対する考え方 (類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠 (有収水量や利用者数の推移等) 等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること (「料金収入の見込み」については要記入のこと)。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		集中改革プランの定員管理計画に基づき順調に推移し、達成済みである。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与構造の見直しについては既に達成済みであり、地域手当は平成22年4月1日より廃止済である。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		給与構造の見直し達成済みで公表を行っている。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成20年3月議会で廃止済である。
◇ 福利厚生事業のあり方		福利厚生事業を実施し、公表を行っている。 公費負担の内容は、会員数131名、公費負担額1,296千円、公費負担率は82.9%である。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		経営の節減合理化、業務の簡素化等により経営基盤の強化に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		サービスの質とコストとの関係を整理しながら、効率的運用を図るため、検討を行う。

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体に対しては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		コストに見合った料金体制であるため、現在の料金水準を維持したい。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		集中改革プランを策定し、ホームページ上で公表をしている。また、決算についても広報誌で公表をおこなっている。
○ 行政評価の導入		平成23年度に導入済である。
4 その他		

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	経費削減のため、料金徴収業務及び検計業務等も委託している。また、職員数も1名減とし4名体制である。今後も出来る限りのコスト削減を回り事業の効率化を進めていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営の効率化及びスリム化は実施済である。このため、繰越欠損金はありません。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	繰出し基準に基づく、消火栓等に要する経費のみ一般会計繰入金としています。今後経費削減の努力により一般会計からの基準外繰出しは予定していません。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）
2 年度別目標等
（1）水道事業【新規計画策定団体】
① 年度別目標

① 年度別目標													(単位:百万円、%)				
課 題	目標又は実績	平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前2年度) (決 算)	平成23年度 (計画前1年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	計画合計				
	累積欠損金比率																
	企業債現在高	667	633	598	562	525		488	489	446	450	402	409	357	368	311	325

【収入の確保】	料金改定率																
	改善効果額（料金の適正化）																
	未収金の徴収対策					1	2		2	2	2	2	2				
	改善効果額					1	2		2	2	2	2	2				
	一般会計負担金の額																
	改善効果額（負担金の確保等）																
	資産の有効活用																
	改善効果額（収入増額）																
	その他（ ）																
	改善効果額																
【経費の削減】	職員給与費の適正化																
	職員給与費（退職手当以外）																
	改善効果額																0
	給与水準																
	改善効果額																
	その他（ ）																
	改善効果額																
	維持管理費等																
	改善効果額（適正化）																
	工事コスト																
	改善効果額（縮減額）																
	その他（ ）																
	改善効果額																

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

計画前5年間改善効果額 合計	3	改善効果額 合計 A	10
		<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）	9

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前2年度) (決 算)	平成23年度 (計画前1年度) (決算見込)	平成24年度 (計画前年度) (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	16	17	17	17	17	18	17	18	18	18
年間総給収水量 (千m)	2109.34	2066.47	2135.44	2179.65	2147.48	2209	2150	2247	2150	2232
公称施設能力 (m/日)	9100	9100	9100	9100	9100	9100	9100	9100	9100	9100
1日最大配水量 (m/日)	7326	7068	7299	7666	7395	8183	7800	8967	7900	7848
最大稼働率 (%)	80.5	77.7	80.2	84.2	81.3	89.9	85.7	85.1	86.8	86.2
給給単価 (円/m)	157.4	155.3	156.3	155.2	150.7	152.56	155.5	153.45	158	155.75
給水原価 (円/m)	153.5	143	149.3	140.1	142.5	139.35	147	143.74	146.5	145.24

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。